

2019年 7月 1日

## 「SDGsの推進に関する富山市と北陸電力株式会社との 包括連携協定」の締結について

富 山 市  
北陸電力株式会社

富山市（市長：森 雅志）と北陸電力株式会社（代表取締役社長 社長執行役員：金井 豊）は、本日、「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結いたしました。

本協定は、富山市と北陸電力株式会社が相互に連携しながらSDGsの推進に向けて地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に資することを目的に締結するものです。

### 【連携協力事項】

1. 環境に優しいエネルギーの利活用に関すること
2. 持続可能な交通に関すること
3. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
4. 産業振興・賑わいづくりに関すること
5. 持続可能な未来に向けた多世代の学びの場づくりに関すること
6. その他、地域社会の持続的な発展を実現するための施策に関すること

今後は、連携協力事項に基づき、地域の再生可能エネルギーの活用や最新エネルギーマネジメント技術の展開、人口減少・超高齢化に対応するEV活用拡大の検討など様々な施策で相互の緊密な連携と協力を図り、地域社会の持続的な発展を目指してまいります。

（別紙資料）「SDGsの推進に関する富山市と北陸電力株式会社との  
包括連携協定」における連携協力事項

### 【お問い合わせ】

富山市：環境部環境政策課（電話）076-443-2053  
北陸電力：地域広報部報道チーム（電話）076-405-0110

富山市と北陸電力株式会社は「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結し、今後、以下の6つの連携協力事項に基づき、両者で地域社会の持続的な発展を目指してまいります。それぞれの連携協力事項における具体的な取組みについては、相互連携を図りながら検討・推進してまいります。

※下記の■はそれぞれの連携協力事項の具体例

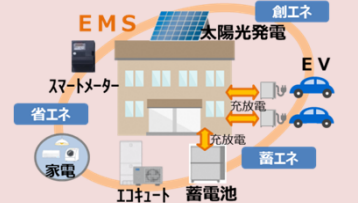
**1. 環境に優しいエネルギーの利活用に関すること**

**■地域の再生可能エネルギーの活用**



富山太陽光発電所  
(太陽光パネル)

**■最新エネルギーマネジメント技術の展開**



エネルギー有効利用やBCPに資するシステムの展開

※北陸電力は、経済産業省の補助事業である 2019年度「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント（VPP）構築実証事業」に参画

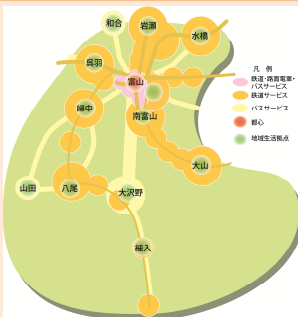


**2. 持続可能な交通に関すること**

**■人口減少・超高齢化に対応するEV活用拡大の検討**



富山市・北陸電力双方が保有するEVの利活用



コンパクトなまちづくり  
～お団子と串の都市構造～



**3. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること**

**■災害時に復旧等の拠点となる施設に対する最適な電源の確保に関する対応**



災害時の停電復旧作業

**■地域見守り活動の実施**



こども110番の車



**4. 産業振興・賑わいづくりに関すること**

**■地域おこしや賑わいづくりへの協力**



富山まつり



駅北ルミエ

**■富山型農村低炭素化モデル事業への支援**



富山市営農サポートセンター  
ソーラーシェアリングによる野菜の栽培



**5. 持続可能な未来に向けた多世代の学びの場づくりに関すること**

**■環境美化活動、森林保全活動、海洋プラスチックごみの発生抑制対策での連携**



森に恩返し活動

**■SDGsの普及啓発、エネルギー教育の共同実施**



エコキッズ  
「LED明かり工作教室」



**6. その他、地域社会の持続的な発展を実現するための施策に関すること**

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**  
世界を変えるための17の目標



## SDGsの推進に関する富山市と北陸電力株式会社との包括連携協定書

富山市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、SDGsを推進するため、次のとおり協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、SDGsの推進に向けて、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次の事項について連携し、協力する。

- （1）環境に優しいエネルギーの利活用に関すること
- （2）持続可能な交通に関すること
- （3）安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
- （4）産業振興・賑わいづくりに関すること
- （5）持続可能な未来に向けた多世代の学びの場づくりに関すること
- （6）その他前条の目的を実現するための施策に関すること

### （連携窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲と乙の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前に、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、この協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

### （協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和元年7月1日

富山市新桜町7番38号  
甲 富山市長

森 雅 志（自署）

富山市牛島町15番1号  
乙 北陸電力株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員

金 井 豊（自署）